

[022] 教育基礎学研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7344030>

出版情報：教育基礎学研究. 22, 2025-03-25. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



野々村淑子教授退職記念講義

— 近代社会における子ども・家族・性差 —

令和7年1月23日（木）14時50分～

九州大学イースト1号館4階 学習環境シミュレーション室

お集まりいただき、ありがとうございます。私が一番何をしたらいいのかわかってないのですけれども、九大での最後の授業が今日の一限目で、最初に、増木さんから聞いたときには、その話をそのまますればいいと言われたんですけれども、今朝の講義も聞いている人が、若干名いて、どうしよかなとか思いながら、ちょっとだけ変えてきたというか、プラスしてきました。それと、

あんまり最後って感じは全くなくて。というのは、あのあたりの人たちがわかっていると思うんですけど、あの、もう1月20日の論文の提出まで卒論とか修論、それから博論の相談をずっとして、なんかもう全然日常から離れてなくて。最後ってというのは全然実感がないんですね。

なので、今日の一限目の話と、そのなかでもマルサスの話をもう少し詳しくします。というのも、3月の初旬に、日本発達心理学会で、心理学のなかでも重視されている愛着理論に挑むという、刺激的なことを考えた人がいて、しゃべってくださいと言われたんです。最初はえっ、と思ったんですけど、まあそういう機会もこれからないかもしれないので、話題提供をしてみようと思っています。その準備を本当はしたかったんですね。その予行練習になったらいいなと思ったんですけど、それどころじゃなくて。まあその話につながる手前みたいのところまでいけたらいいなというふうに思っています。今朝の一限もちょっと詰め込みすぎて、若干時間が足りなかったぐらいなので、もしかしたらちょっと、うん、バタバタになってしまうかもしれませんし、ちょっとわからない話をまたしてしまうかもしれないんですけれども。

いや、こういう形式については、新谷先生が、その定年退職ではなくてちょっと前に辞められた時に、最終講義とか絶対やらないからって言われた時に入れ知恵したのが私で…こういう形にしましょうって言ってしまった手前、あの、ちょっと責任取りましょ



うという、ちょっと自分になんか戻ってきたみたいな感じで、まあしょうがないかなって思っています。あの、はい、まな板の上の鯉になろうと思って、話をさせていただきます。

はい、ということで、めっちゃ緊張してきたんですけど、今更（笑）。はい。で、あの、ちょっともう、スライドは、途中までは、今朝の分にちょっと付け足した分と、それからマルサスについては、講義の方で、救貧史、あの教育文化史の講義が、まあ半分は、子ども史とは、とか、家族史とはみたいな、そういう大きな話をして、後半は、イギリスの救貧史のなかでの家族の承認プロセス、家族が救貧の単位になっていくプロセスについての話をずっとしているので、そのなかに出てくる、マルサスの『人口論』をめぐる、家族について、できれば発達心理学会での愛着理論の歴史化の話につながるものができたらなっていうふうに思っています。その大元の話をし少しすることができたらなと思っているので、講義の途中の資料を持ってきました。

で、まあ、このあたりは、どうですかね、初学者にはいろいろ数時間かけて、講義、教育原論では話をしたんですけども、まあここではそんなに詳しくしなくても、いいですよ。家族の近代化、近代家族の成立プロセスについては、もしこのなかで、学生さんのなかでは、私の講義を聞いた人は、全き家から職住分離が起きて、女性の領域と男性の領域が、性別領域分離主義が起きて、女性の領域としてのホーム、近代家族像の形が出来上がっていくという話は、思い出すことができたなら思い出してほしいんですけども、それとともに、ここにあるように、その近代市民社会というものが、出来上がっていく中で、全き家の中では、ちょっと説明を省きますけど、奉公人たちが、男女の緩やかな性差はあるんですけども、生産労働も日常生活も、共に行っていたような、混じり合っていたような生活世界が、きっぱり分かれていく中で、社会の、生活世界の分離が先に起きていく中で、そこに、男女がこう振り分けられていく、その根拠として、身体が注目されていくということです。そこにトマス・ラカーが、このプロセス、科学化、解剖学者とか生物学者とか医学者が、それが自然なものとして、男女はどう違うのかというのを、突き詰めて、解明していこうとしたことを指摘しました。もちろん身体自体が変わるわけではなくて、それが、性別領域分離主義の根拠になっていくという話です。

医学、科学分野での自然観が出来上がっていくと同時に、それをこう、補強し合うような社会理論がルソーなり、ロックなり、によって出来上がっていく。毎年、読み上げると、驚かれるのが、ルソーの『エミール』です。教育学部の人は読みなさいと言われるかもしれない、全部読んだ人ってどれくらいいるのか分かんないですけど、5巻から読んでみてください。かなり、面白いです。女性はどんなに男性と違うのか。平等だけれども、という議論です。近代以前は、女性は、これは日本でも西洋でもそうですけれども、どんなに女性が劣っているか、知恵が浅いと思われているか。だから聖書でも

劣っているとか、不完全であるとか、弱いとか、だから、男性の前で喋ってはいけない、語ってはいけない、教えてはいけない、とまあ、そういうことの論拠になっていくんですけれども、そういった優劣から、その、平等性というものを重視するようになっていきます。市民社会、平等性を、その、なんというか、それを支えていく、ルソーなんかそうですけれども、男女は全く同等であるって言うんですよね、平等で同等。だけど、性に関する部分は全く違うので、生き方も全く違うのだという、求められるべき、その、育てられ方も全く違うのだというかたちで、『エミール』の第5巻、エミールの妻になるべくして登場させられたソフィーの女子教育論が論じられるのです。男女に二分される、ラカーに言わせるとワンセックスモデルからツーセックスモデルへ、と言われるんですけれども、男女に二分される性というのが正常であって、そうじゃないと、異常であって、で、それは自然であって科学的に正しくて、真理であって、といったような考え方が成立して、それが女子教育であるとか、女性の生き方を規定していく。それが、女子教育の、近代女子教育の論拠になるっていうのも、アイロニーではありますけれども、そういう変化がそこにあり、それから近代家族の成立とともに、それまでは徒弟奉公とか他家奉公とか、その全き家もそうですけれども、自分の生まれた家の外での、その、異年齢の人々の中で養育される、一人前になっていくような生活世界、子どもたちの世界が、学校と家族が次世代育成の専門を担うように変化していくということですね。家族か学校か、というのは、よく言われると思うんですけれども、そうではない。家族と学校に、子育ての機能が集中化していくというのが、近代化の中によって起こった、ということが、まあざっくりと近代家族の成立過程です。その中で、今日の1限目に話をしたのは、子どもということ、子どもの産み育ち、まあ子どもが生まれるという出生のことであるとか、それからまあ、その後どう養育するか、という話です。

そうですね。その子どもの価値について、柏木恵子さんの、はい、心理学者ですね、『子どもという価値』というタイトルの新書なんですけれども、2000年かな？くらいに出版された…2001年ですね。で、この中で、こういう問いを、その、学生たちとか、それから国際的な調査とかをしているんですね。で、子どもは欲しいですか、とか、欲しいとしたら何人ぐらい欲しいですか、とか、それはなぜですか、とか性差は、とかっていうようなことを、調査、比較して、子どもの価値というのが歴史的にも、あるいはその、国際的な比較をする中でも、あの、普遍的なものじゃないということを論じたものなんですけれども、まあ、その、比較のところはちょっと置いて、歴史についてです。例えば落合恵美子さんが『21世紀家族へ』の中で、わかりやすい表を入れてくださっていて。これ大きいのも、プリントの中に入っています。非常にわかりやすいですよ。ちょうど、だから、大正期、1921年から25年ぐらいに生まれた、その、女性たちの出生児数、その辺りでガラッとこう変わっている、その出生児数もそのあたりでぐんって少なくなるし、そして、2人欲しいとかっていう、あの、まあ、2人産むっていうのが大

体常態化する…まあ、そうは言っても、50% ほどなんですけど。0 人もどんどん少なくなっていくって、4 人以上っていうのも少なくなっていくってという。あとで、そこまでたぶん今日は説明をたぶんしないんですけども、落合さんは、これをもって「再生産平等主義」といっています。家族の戦後体制のいくつかの特質の一つが、「再生産平等主義」ですね。で、この調査をして学生さんたちに調査をして、みたいな話も出てるんですけど、2000年ぐらいにね。で、2 人ぐらい欲しいという人が多い。でも、欲しくないっていった学生さんたちの中で、なぜですかって言ったらまあ、あんまり子供が好きじゃないって人もいるかもしれないけれども、それとともに多かったのが、いや、ちょっと収入が、とかっていう、答えもあって。そういう考え方って私たちの中でもすごく当たり前のように思っている部分もあると思うんですよ。あの、反対か賛成かは別として。まあそういう考え方あるだろうなっていうのは理解できるんですけども、そのような考え方の大元になるのが、マルサスなんですよ。

マルサスの時代、18世紀末、19世紀初頭の時代には、生活のために子どもの数をコントロールする、みたいなことは、ほぼほぼ、特に、救貧の対象になっているような人々にとっては当たり前のことじゃなくて、なので、マルサスがそういう改革をしようって言っても、なかなか上手くいかない。それで、その考え方のもとに、救貧法を改正しても、まあ、あの、すごく厳罰的な、厳しい救貧法にしたとしても、なかなか上手くいかないし、みたいなことがずっと続いたのはなぜかという、ほぼそういう考え方を想像してなかったということなのです。子どもの価値そのものが、その、普遍的なものでもまるでなくて。私たちの中では「子どもの価値」というフレーズ自体がすごく、あの、こんなことを語っていいのか、みたいな、なんていうか、意識があると思うんですけども。それも、子どもを産むとか育てるとかっていうこと自体の価値観が普遍的なものじゃないし、歴史のなかもそうだし、その後も変わりうるものだし、私たちの価値観でない社会に対して、その方が劣っているとか遅れているとかっていうようなことではないんですね。

このあとは論じていくと、なんか大変、たくさんあるんだと思うんですけども、まあ、よく出てくる出生率の変化、ですね、はい。まあ、あの、この2000年ぐらいっていうのは何が起きたのかっていうと、子ども、少子化1.57ショックって…という言葉自体もたぶん知らない人が多いと思うんですけども、そのあたりから少子化問題というのが国家、日本のね、国家として問題化されていきます。子育て支援の政策、エンゼルプランが1990年代に始まり、そして2000年代になると、エンゼルプランが変えられていって。あの、最初は女性支援だったんですけど、働き方改革、ワークライフバランスも含めて。あの、イクメンプロジェクトって、ご存知、ですか？イクメンプロジェクトってスマホでひいてみていただきたいんですけど、すごいホームページが出てきます、はい。なんていうんだろう、何か、企業、まあ企業も含めた、そして男性も含めた、社会全体として

なんとか少子化を止めなければならない、っていうふうになっていったのと同時に、子育てで全般が家族の役割と言いつつ、それと同時に、企業の努力とかっていう（当該サイトを見ているであろう聴衆に対して）…すごいでしょ？ちょっと、あの、びっくりするようなホームページなの、うん。でもよく毎年、あの何か表彰されてますよね。あの、でも、ワークライフバランスを取るのは個人なんですよ。で、まあ、その条件を整えていくというような政策がうたれていて、で、あの、だから、なんというんでしょう、その、非常に、まああとで、大まかに言えば私たちの生活とか、子育てでること、生命であるとか生活であるとかが、国家社会の関心事になっていくのと同時に、その条件整備などと同時に、児童虐待防止のような、なんというか、子育てはこうあるべき、みたいなものが一緒になって問題化されていって、その、エンゼルプランであるとか、政策が推進されていくのが、2000年代なのです。考えてみると、今の学生さんたちは、1990年代は生まれてないので、もうほぼほぼ生きてきた、若い人たち、それ自体がもう子育て支援のその政策の中にある、その中で育てられ、育ってきたみたいところがあるので、ぜひぜひ、なんかその1990年代に何があったのか、2000年代になって何が変わっていったのかって、見てみてほしいなと思います、はい。マルサスまでたどり着くのだろうか、わかんなくなってきた（笑い）。

で、まあ、次のはちょっと見といてください。長期スパンで考えると、少子化ってなんだらうって、結構難しいですよっていう。で、まあ、ここで、あの、なんていうか、注目すべきは、やっぱり高度経済、日本の場合はですね、高度経済成長期と、2000年代とか、2000年のあたり、1990年代から2000年のあたり、非常に大きな転換期かなと思います。で、これですね。ここに付いてる『平成30年我が国の人口動態』ってホームページにあったんですけど、2年前にはあったんですけど、去年もあったのかな、なんか消えていて。冊子にはなっているんですけど、いまホームページ上には載ってなくて、はい。で、まあ、人口統計ができて100年の、なんていうか節目で出来上がった図ではありますけれども。ここから見ると、人口統計を取ること自体が、重要なんですよ。でもその話をするとちょっと大変なんで、ちょっとやめたいと思います、はい（笑い）。で、何かっていうと、ここで見ていただきたいのは、出生の…その出生率、数、も死亡率もどんどん少なくなっている、その変化っていうのは何があるかという、人口革命っていうことで、多産多死社会から少産少死社会へと変わっていく、その節目というのが、大体その、日本においても1910年から1920年代、大正期に変わっていくし、欧米においても大体そのくらいの時期に変わっていくと言われていて、それを支えていく、すぐには、その思想が反映されたとはいえないんですけども、その、そういった変化を支えた、考え方、思想というのが、マルサス主義なのです。この三つのマルサス主義のバリエーションというのは、『教育学をつかむ』にも太字で書かれているように、教育学界隈では必修単語みたいになっていると思います。

マルサスが何を言ったのかというと、道徳的禁欲によって、扶養できないなら結婚してはいけないっていう、そのことを言うことによって、莫大になっている救貧の財源を何とかしようとしたんですね。まあ、救貧改革の中で、こういった改革案を論じたっていうことなんですけれども。道徳的禁欲による家族数の制限というのがマルサス主義なんですよ。で、新マルサス主義っていうのが、人工的な、まあ人工的っていうか、産児制限、バースコントロールによって、子どもの数を婚姻内でコントロールするっていうような考え方で、教育的マルサス主義っていう、もう少しあとに出てくる、経済的な生活のためではなくて、子どもの数を制限して、一人の子どもにかかるお金と労力とを子育てに集中させるために、教育にお金とエネルギー、精神的なエネルギーを全部かけるために、子どもの数を制限していくというような考え方を教育的マルサス主義と言ったりするんですけど。このマルサスの考え方っていうのがどういうふうなものだったのかというのを説明するために…。別の…もう一つの…。こっちですね。これを見ながらですね、講義のスライドから持ってきていて、それがわかるようなスライドになっていると思うんですけども、それとともに講義で配っているレジュメもお配りしています。これを見ないと多分分からないので、あ、もうご存知の方はふうんって思いながら聞いてください。

ロバート・マルサスによる自然法的家族道徳論とあると思うんですけど、自然法というのが、18世紀イングランドの法理論の体系化、まあ慣習法なので、イギリスの法律は明文化するというよりは、そういうかたちで判例を積み重ねていくっていうのだったんですけど、まあでも、体系化するような動きがあって、そこで、依拠されたのが自然法です。この自然法の考え方って、だから、ルソーとかとつながっている、まあ、ルソーが自然だと言ったような家族のあり方であるとか、男女の性差のあり方などが、一番最初に説明したような、医者だとか、解剖学者であるとかが、これが自然なものである、真理であるっていうふうに言ったような、そういう家族関係、性差の観念っていうものが、そもそも、創造主、神によって人間に賦与された真理であって、要は自然法則であって、神によってつくられた自然法則であって、それに則って、私たちの社会っていうものは成り立ってるのだというような、そういう考え方なんですね。なので、それに非常に則ったかたちで、マルサスの理論も展開されていくわけです。

『人口論』ですが、1798年に出て日本語になっているのってこの初版なんですよ。で、第二版がもしかしたらどこかに翻訳があるのかもしれないんですけど、第二版で、こういったその家族に関する、あるいは子育てに関する論を付け加えたわけです。川田昇さんの『イギリス親権法史』が、救貧法政策の中で、こんなふうなかたちで家族というものが、法の中で承認されていったという話をしています。そこで第二版で展開された論が紹介されています。面白いのが、『人口論』の幼児の養育主体としての家族、幼児は社会にとってほとんど価値がないって書いていて。幼児の主要な価値は、父母の愛情

の対象であって、それ以上ではないってあるんですね。で、父母…その下ですね。父母がこれを無視したとしても、社会がこれに変わるべきことを要求されるいわれはないし、義務ある人っていうのは親ですよ、親による遺棄または故意の虐待についても、これを犯罪として処罰するという以上にこれを保護する責務ももたないっていう。自然法からするとそうでしょう、っていうふうな論調でもって、救貧法がやっている救済のあり方を否定していくんですね。自然法により子は直接的かつ排他的に両親の保護に委ねられる。子をもつ家族に対する救貧法による保護を否定していくんです。

で、その次…そうですね。家族責任を自覚する道徳的労働者、まあこれがマルサス主義のもとになったんですけれども、いろいろ、書いてますけれども、線を引っぱっていると読みます…「婚姻から当然予期されるべき子どもを扶養する能力を、勤勉と節約によって獲得するまで婚姻を延期することは、明らかに彼自身の利益であり、大いに彼の幸福を増進させる」と。「独身でいる間の道徳的行為に対する強い義務」が必要だ、であるとか、家族責任の自覚こそ独立労働者の道徳的資格であり、そのような独立労働者を形成しなくちゃいけないので、救貧法は早く廃止すべきだ。で、家族扶養責任を有する労働者教育こそが重要だと言って、「家族を扶養する能力こそ真に婚姻の祝福をうけるための唯一の条件」、「婚姻前における勤勉と謹厳を促す最も効果的な動機」になり、「独身の労働者なら必ずある収入の剰余を、今日普通に為されているように怠惰と罪惡のために消費するのではなく」、ちゃんと貯蓄しなさいっていうようなことを書いています。

これがですね、どういう時代のもとでこれが出されていたかということ、ちょうどあの、18世紀の、その、マルサスが『人口論』を書いていく直前ぐらいから、その、家族扶養義務を負う、ちゃんと勤勉に働きなさいっていう、それが重要だ、救貧法を何とかするには、っていう考え方がどんどん出されていって。家族賃金制度の発祥とされるスピーナムランド制って有名な制度なんですけれども、これはあの、ポランニーの『大転換』っていう文献があって、その中で、スピーナムランド制が一番その、変化、近代化を促した一番重要なものだっていうふうに言われています。でも、失敗したんですよ。それは、扶養家族数によって賃金を補助しましょうっていうと、どうなったかっていうと、どんどんたくさん子どもが生まれたっていう話で、全く抑制しなかったということで、失敗するんです。で、まあ、これであるとか。救貧法からの脱却を推進するために、ワークハウスで働くことを用意したりとか、その、児童保護立法の中で、孤児院から委託先を…委託するときに、何マイル以内とか、ちゃんとした家庭に、とか。それから、母親がいたら委託しません、であるとか、預かりません、であるとか。家族が同意しなければ、委託しません、であるとか。で、その、家族の元に戻ったら、ちゃんと扶養してないと厳罰を与えますとか。救貧法から貧民たちを脱却させるために、いろんな、あの手この手をする中で、やっぱり一番重要なのは、男性は独立労働者として扶養できるだけ

の稼ぎを得る、と同時に、女性は養育責任を負うってというような、近代家族的な性差の、性役割と家族の単位っていうものを、非常に強く、前提とするような政策を進めていくんです。いわば、国家社会における、国家社会による、貧民の生命、生活の維持管理の中で、家族という単位が重視されるようになってはいくんだけれども、失敗に終わっていくというのがこの時期の話です。なので、マルサスが、さっき言ったようなことを『人口論』で述べたというのも、いきなり思いついたわけではなく、こういう状況の中で、そうしなければ、そうした方がいいんじゃないかというような価値観が徐々に生まれつつはあった、時代ではありました。

けれども、エリザベス救貧法はどういうものかという、そもそもそれ以前は、物乞いであるとか、浮浪というか、プライベートなあるいはその教会による救貧のその枠組みの中で生きていた人たちがいた。で、たとえば、この絵が載ってますけれども…これ、ご存知、ですよ。あの、『落穂拾い』って…ミレーの『落穂拾い』ですけど、「落穂拾い」も救貧の一つ、なんですよ。全部は拾わずに、開放して、貧民たちが拾えるようにという、まあその一つです。あるいはその、結婚式をやるとか、葬式をやるっていうと、ちょっと振る舞いをして、貧民たちの中では、そこにそういうことが行なわれるらしいっていうと、そこに出かけて行って、いろいろ施しを受けるという。で、その、施す方も施すことによって、自分たちは天国に行けるという、救済されるという関係性の中にあったので。その富者にとっての救済っていうのが、天国に行く救済、にとって貧民に対する施しが必要だったし、で、貧民たちもそれをこう、なんていうか、お互いに利用することによって生きていた。そういう形がうまくいかなかったのが、救貧法、エリザベス救貧法は、それを国家の仕組みとして中央集権的にやっていこうとしたわけです。それはだから、そういった教会による救貧の制度みたいなものが、徐々になくなっていくし、人口が増えていくし。あるいは、それこそ封建制が解体していく中で、家の平和というものがなかなか上手くいなくなる、そういう社会の制度でなくなる中で、貧民たちが溢れていく中で、じゃあ、治安維持をどうしたらいいのかというので、始まったのがエリザベス救貧法のはずなので。にもかかわらず、面白いことに、マルサスや、そのマルサスに同調するような考え方の中で、語られたのが、過去を捏造するってことが行なわれたんですね。

それは何かというと、レジュメの方の、一番下ですね。マルサスの原理に基づく救貧法廃止の提案というのが、1817年に出ています。ちょっと読むと、「もともと他人の労働と勤勉から蓄積された基金からの貧乏人のための強制的寄付」、救貧法はそういうものなんですけど。すごい言い方と思うんですけど、「促進をもくろまれた人口の増加と相俟って、時の経過のなかで、労働者階級の側の努力 — 事物の自然にしたがえばここにこそ人類の幸福と福祉がかかっているのであるが — 」。まあ、そういう、元々あった労働者側の家族を養うために勤労すべきってというような、そういう自然を失わせてし

まった、減退させてしまったのが救貧法だという言い方をするんですね。で、ここですね。自然法の原理により、それが自然なので、って…子どもを養育するために働き、養育に勤しむというのが自然なので、その自然の衝動を減退させたのが救貧法だ、というような考え方の下に、それを定着させようとしたのが、まあ、19世紀の転換に起きるんですね。救貧法の成立を見ていくと、この時期にそろそろ、注目されてきたその家族モデル、この時期の、ですね、というのが、元々あるもので、救貧法はそれを減退させたというような、本来の自然の衝動であるってというような語られ方をする中で、マルサスの考え方が普及…まあ普及はしないんですけど、それが語られていきます。

で、その考え方のもとで、いろいろちょっと飛ばしますが、救貧法が改正されるのがこの時期ですね。で、この救貧法改正のときの…レジュメの4枚目ですけども、最も活躍したのがエドウィン・チャドウィックという、イギリスの衛生…公衆衛生制度をつくったのがチャドウィックなんですけれども、ベンサムの子、なんですよ。だから非常にその、ベンサムの考え方を踏襲しながら、チャドウィックが…まあ、いろんなことをしましたけれども、この救貧法改正のための様々な働きをする中で、そうですね、ここだけちょっとやっておきますね。三大原理があります。一つは全国統一処遇。これは、あの、そもそもエリザベス救貧法が、そもそもナショナルなものとして、あの…中央集権的に出来上がったものなんだけれども、そうそううまくいってなかったの、それを徹底させるということ。それから、二つめは、低位性の原則、原理。劣等処遇の原理って言って、今でも私たちの福祉の考え方の中にある原理ですね。施しを受けるときには、最低賃金を上回ってはいけないって、そういうことによって、施しを受けるぐらいなら働くべきという、考え方を定着させようとしたんですね。で、施しを受けることがいかに恥ずかしいことかっていうのを、定着…その価値観を定着させることによって、ポーパリズムの根絶とかっていうふうな言い方をしますけれども、マルサスのいう道徳的抑制というのと通じるのではないかと思います。もう一つは、辱めを受けるっていうのをより徹底するために、労役場…ワークハウスのテストをして、で、まあ自分で入るのは自分で選びなさい、と。そこで、その過酷な労働をさせられるとか、屈辱を受ける…受けたくなければ、勤勉に働くことを選択するだろうという目論見の中で、改正されていく中で語られたのが、さっきの論ですね。自然法的家族道徳論に基づいた家族関係の「回復」論。「親としてのまた子としての愛情の欠如が教区によって補充され、そのためそれらの徳義の行使に対する自然の動機が引込まれることになるのであれば」…これ川田先生の翻訳そのまま、ちょっと持って回った言い方になっていますけど、それを救貧法がそういう自然の愛情みたいなもの…家族愛みたいなものをなくさせたとするならば、それを回復させなくちゃいけないって言う言い方をするんですね。で、その一番下もそうですね。手当…救貧の支給というものが、親子間の愛情を弱めたんだって言うような言い方をして…。なので、歴史を捏造したっていうのはこういうところ

ろで、そもそもそういうかたちでできあがった救貧法ではないにもかかわらず、救貧法によって、その本来の、家族の責任っていうものを失わせていたとしたのであれば、それを厳罰化することで、それを「回復」させるべきだというような、議論をしていきます。

この自然法的家族道徳論に基づいた家族関係の「回復」論をもとにして、様々な救貧…20世紀になると福祉の整備がなされていきますけれども、教化すべき家族関係であったものが、かつて存在したものを「回復」すべきだというような議論になっていき、労働者階級は、とりわけてそういうものだったという言い方をしながら、全ての家族に普遍的なものとして、家族の愛情を喪失していることを問題化していきます。救済単位として、救貧法の中で家族が…家族という単位が承認されていくということ。この「承認」という言葉自体は、私は川田さんの議論を読んだときに、ちょっとびっくりしたというか、感動したというか。そうですねって思いつつ…。あの、その川田さんの議論は、救貧法ですね、救貧法的な制度的なものをこう…それまでの成立プロセスであるとか、議事録であるとか、王立委員会の報告書であるとかをもってきながら、救貧法自体が改変されていくプロセスを論じています。

私も自分の話もしないといけない、かどろかはよくわからないのですが、救貧医療にこの頃ちょっと着目しています。貧困の子ども向けの無料診療所が18世紀にできるんですけれども、その活動であるとか、それから、出産チャリティー、まあ同じですね、女性向けの…妊婦・産婦向けの救貧医療ですけれども、そのなかで、助けてあげる代わりにこれは守ってほしいというような規則を作ったりであるとか、条件にすることによって、救貧を通じた家族像であったり、家族役割もなんていうか、交換条件というかたちで、条件として、あるべき親のあり方みたいなものを、浸透させていく。貧民の側が魂を売ったかどうかは知らないですけれども、そういうことで助けてくれるのだからということで、徐々に価値観を受け入れて行くだろうし、あの…まあ、たまにはそれを利用しながら、そういう価値観に全部なったかっていうと、そうではないと思うんですけれども、ただそれが、救貧あるいは児童保護であったり、福祉の考え方の前提となっていくというのは、ここらへんから見えるんじゃないかなと思っています。

日本においても、レジュメに戻ると、日本における家族の誕生というのは、これもよく知られているので、特にここで論じる必要はないのかもしれないんですけれども、明治期に家庭像っていうものが徐々に知識人層から共有されていって、で、新中間層においてステータスシンボルとして家族像が定着していく、そういう家族生活を送っているということ自体が、中間層であるっていう、指標になっていくんですね。妻が専業主婦である家族を養うことができる、できているっていう、そういう層であるということですね。で、それが、戦後になると、高度経済成長期において、戦後の女性の主婦化と再生産労働主義と、教育的マルサス主義っていうものが一体となって、家族とは

こういうものだっていう、近代家族の理想像が、まあ、ほぼほぼ定着していく…。といっても、M字型雇用からも分かるように、半分の女性たちは専業主婦ではないけれども、専業主婦である、近代家族の生き方をしているということ自体が、この時代、高度経済成長期においては、これが家族っていうような、理想像として定着していく。それは、女性像とか男性像とかっていうだけじゃなくて、その社会階層であるとか、その社会階層を支える中間層と言いましたけれども、どういう学校歴を経由しているかっていう、教育歴と賃金体系とステータス、中間層であるってということが連動していく中でできあがっていく。まあ、だから、教育のかたちも含めて成立していく家族像なのかなというふうに思っています。

けれども、こちらは、なんというかな。そういった家族像を体現するような中間層のもので、私が修論、博論のあたりでやっていたのは、そういう人たち向けの教育書だったり、育児書だったり…だったわけなんですけど、そちらではちょっとなんだかよくわからなくなってしまっていたとか、それを分析すること自体が、その価値観とずっと向き合っていくっていうことになっていって、何か苦しくなっていたなかで、途中から救貧の方へと関心が移っていったのは、こっちの方が興味深いと思ったからです。思ったからというか、なんで労働者階級のみならず、貧困層…救貧の対象になるような人たちにさえも、近代家族像がどうして浸透したんだろうということを知りたくてやっています、はい。

というぐらいなところで、いいでしょうか（笑い）。あの、喋りながら進めます、みたいなことを言ってたんですけど、そこそこそんな余裕もなかったのも、これどういう意味だ、みたいな質問なり、ご意見なり、これはどうでしょう、みたいな、違うんじゃないかとかそういうことも含めて、言っていたけると喜びます。

フロアとの対談

— 質問よろしいですか。すいません、本当は野々村先生のもっとプライベートをいろいろ聞いてみるだとかそういう場なのかなと、あの、九大生活いかがでしたか、とか、何か思い出に残った学生は、とかいろいろあるんだと思うんですけど、知的好奇心に負けて、すみません、学問的なことをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

ぜひ、そのほうが（笑い）。

— 私はルーマンをもとに社会の構成原理の変化を見ていて、やっぱり階層分化型社会から機能分化型社会に移行するというタイミングが近代になってから、だというところが気になっています。授業の中でも、やっぱり、それまでの封建制社会で、あくまで土地に縛り付けられて、土地から逃れられずに暮らしていた人々が、その封建制が崩壊す



る中で、そしてイギリスでは産業革命が起きて、土地を離れて都市部に行って、賃金労働者になる可能性が拓けた、というようなタイミングが家族形成にとって大きな影響を与えてるんじゃないかなと思っていて。さっき、「マルサスによる過去の捏造」というところがあったんですけど、おっしゃっていたのが、捏造でもあり、でも捏造でもないような気が私自身していて。というのが、農村地域で暮らしていたときは、階層でお互

い支え合うしかなかった。家族、親戚同士みたいな階層を形成していて、封建制の中では連帯責任もあったりして、その中で、「大きな家族」の中で助け合わざるを得なかった。名誉を汚すことになる、みんなの迷惑になるので、結局、体を壊した人がいたりだとか、あるいは飲んだくれた人がいたりだとかしても、みんなで助け合っていた。でもそれが個人として都市部に出てきて働くようになると、もう助け合えるその階層がいなくなっている、でも、前々から階層というのは、ある意味「大きな家族」でもあったので、マルサスから見ると、その都市部に来た労働者たちも、これまでどおり、その親戚のなかで助け合えよ、と。でもそこが、「大きな親戚」が存在しない都市部の労働者、労働者としても働けなくなった人々は「大きな親戚」の集まりがないので、「小さな家族」、配偶者とか子どもとか、あるいは兄弟とか、そういう単位で助け合わざるを得なくなっている。ある面では、階層内での助け合いというそれまでのものが延長していつているようにも見えるし、でも、家族という単位で見ると、これまで「大きな親戚」づきあい、あるいは「全き家」の家族から核家族化した、その家族の単位が小さくなってしまっていて、そんな中で助け合えと言っているような状況でもあり、これまでとの断絶も見える、というところが、ちょうど封建制からの転換、そして産業革命による工場労働、そしてそのことによって農村地域から都市部への人々の集住、で、慣れない仕事で体を壊すだとか、いろいろあるだろう、そして働けなくなったたちが出てきて貧困層になっていく、困窮していく…こんな現象が同時に起きたのが、この1700年代末から1800年代にかけて、18世紀末から19世紀にかけての時期だったのかなと、面白いなあと思いつながら聞かせていただいたんですけども、そんな理解でいいんでしょうか？ちょっとごめんなさい、私自身の関心で読み取ったものは、正しい理解になっているかどうかを、ちょっとお尋ねしたい。

正しいかどうかは分からないのですが、マルサスにとっても、たぶん救貧法を改革していこうという人たちにとっても、見えている世界はそうだったのかもしれませんが。でもここでは、救貧法が何をしたのか、その機能についてどう彼らが捉えたかという話をしたということです。救貧法が家族の絆みたいなものを断絶させたのだ、で、それを止めれば、家族の絆が再び生まれてくるだろう、といったかたちで論じたということです。ちょっと言葉が…ちょっと言葉遣いがよくなかったかもしれないんですけど、でもやっぱり、過去を変えていくっていうのは、そうだったと思っています。

私の…ここでの話で重要なのは、近代以前には「大きな家族」とか「大家族」ではなくて、やっぱり家父長がいて、権限がそこに集中していて、他の人たちはそれに従属していて、そういう権力構造があって、で、職業の流動性みたいなものもあって、都市もできていくし、12、3世紀くらいから都市はできていくので、まったく流動がなかったとは言えないと言われているんですけども…。ただでも「将来像」みたいなものは、ほぼほぼ決まっているような、そういう社会における家の統治のあり方…ブルンナーなんかは…「全き家」の研究をしたブルンナーですけど、「全き家」は、「家族」でもあり「企業」でもあるっていうように言っています。そういう経営体としてのまとまりから、人間の父、母と子どもと平等な家族の単位がいっぱいできていって、長男のところにはおじいちゃんおばあちゃんがいるとか、少し大きな「大家族」がいたとしても、その家族のあり方と封建制下の家のあり方というか、そこにおいて、「絆」というか「家の平和」とか…そこにいれば、危険から守ってもらえる。けれどもそこから自由を求めて離れていくと、自由かもしれないけれども、守ってもらえないっていうふうな、そういう家のあり方とのちがいというほうが大きいです。私にとっては女性の生き方も…男女の生き方も含めて、大きなちがいのかなと思っています、はい。

— 今度は学問的でない質問、研究者としての後進育成にあたる研究者としての視点からちょっと質問させていただきたいんですけど。野々村先生ご自身が先ほどおっしゃったように、中産階級女性の生き方、あるいはもうちょっと上層かもしれませんが、研究をされていたところから、救貧の問題に目を向けられるようになって、また、九大に着任されて、いろいろ学生指導、院生指導あたってこられたと思うんですけど、その際にご自身の問題関心と学生に伝えたいこととか、あるいは研究指導等で、そこになにか連続性のようなものはあったのか、それとも何か意識していることがあったのか、それとも自然発生的に実情が生れてきて、そして、こちらに何人も元指導生の、OG/OBの方々…もっといろいろいらっしゃると思いますけれども…が生まれてきたのか。

方針転換したのは、九大に来てからしばらく経ってからです。どっちかというと…どうなんでしょうねえ。大森さんの方が先だったかもしれないとか、なんかどっちが先…ま

ああの、乙須さんも最初、卒論の頃は、ピューリタンの家族を研究してたんですけど、途中から救貧、アメリカの救貧の話をしていて、何となくみんなして、そっちになっていたし…。なんだろう、教育史？歴史？家族史？の研究自体がそっち…子ども史に移行していったし、それこそ90年代…2000年代か、ですよね。2010年ぐらいから、10年代ぐらいからだと思うんですけど…給食費未納問題とかって何年ぐらいですかね。あの前後って、非常にだから「子どもの貧困」がすごく注目されていた、であるとか、家族史も、その問題がどんどん変わっていった時期で、たぶんみんなで読みながら、みたいな感じだったと思います。よく言うんですけど、今大学院のゼミでも英語の論文って読まないかもしれない。英語の論文読むって言うと、学部のゼミで。私最初は…私が受けていたゼミって英語の文献を1冊半期で読む、みたいな。なんかフラフラになりながらやっていたんですけど、それをやったらちょっと崩壊したので、じゃあ1本の論文を半期で読もうみたいなことになって、それはずっと続けているんです。乙須さん…最初の院生さんですけど、がいたころは、佐喜本先生は出ていたか…出ていたときもあったかもしれないけど、フーコーとか読んだりした…してもいたけれども、毎週英語の論文1本みたいな、苦行かみたいなことをやっていたときがあって。その中の1本として、今期はそういうものをやりましょうみたいなのもあったかもしれない。さっきちょっとぼしたんですけど、人口統計の歴史で、日本のことは少し触れましたが、学生さんたちは（勉強して）ほしいんですけど、イギリスだとヘンリー八世、ちょうどだからエリザベス救貧法のもうちょっと前に、枠組みをつくったような人ですけれども、絶対王政期なんですけれども、そのヘンリー八世期に作られたのが、parish register、つまり教区簿冊で、それをもとに家族史研究を…ケンブリッジ・グループ…ご存知の方はご存知かもしれないんですけど、数を数えていって…家族の人口的なかたちから見ていくというようなグループがあって。で、その論文を…そのころは流行っていたので読んだりして。ミクロな家族史でもありながら、なかなか難しすぎて。ちょっとその…それ…そういうやり方でまだされている人もいますけれども、その後ぐらいですかね。貧困層に向かっていく…貧困層の人たちの歴史を描くっていう…もともとあったんですけども、家族史自体がそっちに目を向けはじめたのがそのころで、その潮流にのったっていうのがあるかもしれないですね。まあ、そうですね、なので私が何かすごく影響したとかそういうことではないと思います、うん。

—— もともとアメリカ研究をされていたのにイギリスに転換されたというのは、どういうふうな経緯があったのでしょうか。

そうですね。ちょっと難しくって…（大森さんの方を見ながら）アメリカ研究者がいますけど…もうちょっと元に、より遡りたくなって。救貧法…17世紀とか18世紀の方ま

で、見ていかないと分かんないなって思って…「家族像」を理想化していくのは、どういう欲望だったのかとか。

さっきの話でも、18世紀以降っていうと、まあそうかなっていう歴史を書けるんですよね。家族の単位が重視されるようになって…ていう、そういう歴史を描けるってことですけれども、それがやっぱり救貧法そのものが、みたいなものを、それは捏造かどうかは別として、救貧法をどう捉えるかを検証するには、その成立過程を見ないといけないって思って。頑張ったのが、最初の…ロンドンに最初にできたクライスト・ホスピタルっていう孤児院が、16世紀にできるんですけど、で、論文もちょっと書いてみたんですけど、とてもじゃないけど史料がもう読めなくて、ちょっと置いてます。置いてますというか、2年間ぐらいロンドンの市庁舎の図書館に行って読みこなせるようになったら…で、その史料がそこにあってっていうことができればできるのかもしれないんですけど、ちょっと私の力では…あのハンドライティングの史料は本当に読めなくて、断念しました。

面白いんですよね、本当に。それこそ浮浪者狩りのようなことと、ものすごい細かく、子どもをどう生かして救済しなくちゃっていう両方が混在してるんですよね。それがまづびっくりというか。あんまりそこに「家族として」とか、「母親として」などはほぼ見ることはできないんですね…はい。

— 今日招かれてないので静かにしておいた方がいいのかなと思ったんですけど、ちょっと先生がおっしゃってたことで二つ訂正がありまして。私と草野さんが在籍していたときの大学院ゼミでも、カニンガムを1冊半期で読んだことがあって。

そうだねそうだね（笑い）。

— 大変だったなあっていう（笑い）。

大森さんはあんまりそういうことはないと思いますけど（笑い）。

— あの頃も読んでましたっていう（笑い）。

あっ、そうだった、はい（笑い）。

— で、すごく影響を受けましたっていう。

カニンガムは面白かったですよね。がっちり皆さんのおかげで読めたので、なんか「カ

ニンガムによれば」みたいなもの、「ちょっと違うんじゃない？」みたいなもの言えるようになってるし。翻訳されてない、“The Children of the Poor” っていう…面白かったですよね。そうでした。はい、失礼しました。そういう年もあった、あははは（笑い）。

— っていうのが一点と、もう一つはすごく影響を受けていて…。

まあ、みんなで読んだからね（笑い）。

— はい。修士論文のときに私は確かに児童保護のテーマにしたんですが、やっぱりその史料に私が気づいたのは、普段の野々村先生の授業のおかげだったと思ってますし、本当に私、いつもモヤモヤとした状態で野々村先生のところにもいつもご相談に行き、こんな史料があったんですけどみたいなぐらいで持っていったときに、やっぱり野々村先生から「この史料面白いよ、こんなの隠してたの!？」って言われて、そのテーマを修士論文のテーマにしたという経緯があって。そういう意味ですごく影響を受けて、こういう研究に進んだと思っています。

いえいえ、ありがとうございます（照れ笑い）。

— あと一つ質問したいなと思ったのは、最後におっしゃってた救済のその対象になる人たちが、どうしてそういう家族像が浸透していったのかっていうことをおっしゃってたんですが、これまでの野々村先生のご研究の中でどこまで明らかになってきているのかお尋ねしたいなと思いました。

「どこまで」というのは難しいなって。やっぱり、受け手のほうってみんな知りたがるんですけど、私も知りたいんですけど、なかなか難しくて。やっぱりまだ、施す側の史料、救済する側の史料、報告書だとかっていうのを読む限りにおいて、難しいですよね。でも、これまでも、なんかちゃんと読んだかっていうとさぼってるんですけど…救済を受ける人たちがその申請を出すんですよ。救済申請の史料が残っていて。“Pauper Letters” っていう史料集があるんですけど、それもなかなか面白くて。テンプレートがあるっていうのは…有名な話で。つまり施しを受ける側も、さっきもちょっと言ったんですけど、メイクシフトってよく言われていて。うまく使ってた、みたいな、うまくやってたっていう…救済の補助金をもらうために。なので、価値観をどこまで変えられたかっていうのは難しいなって思うし、検証できるのかどうかも分からないし、「助けてくれたおかげでこういう家族にしたい」みたいなことを書いたとしても、それはそのために書いたんだろうな、みたいなこともあるので…難しいなと思いつつも、ただでもそ

れが、その…ほほほほなんか多くの人たちがその価値観になっていった先…みたいなところは何となくあるじゃないですか。なので、どこでそれが転換したのかっていうのは、検証が難しいって…思いませんか？難しいですよ、日記とか…、近頃なんかエゴ・ドキュメントといって、自伝などが注目されるみたいですけど、感情史とかね。感情史とかからしても、全部は検証しきれない…どうでしょうか。

— 野々村先生のご自身について、お聞きしたいんですけれども。ちょっと私もどこを探せば、たぶん私の大学教員研究の中で野々村先生の初期について…初期の数年分ですね、2000年代半ばぐらいまでは九大の一応、誰がいたっていうリストがあるので、探せば見つかると思うんですけど、ちょっと今手元になくて…。野々村先生はすぐ九大にいらっしゃっていて、その前も何か就職…

いや、初職なんです。助手？助教？の経験もなくて、はい。で、97年の10月に就職し、その半年後に人環ができるような、そんな時期に就職しました。『教育学部50年史』にギリギリ入っています。付録の長い年表の一番下にいます…。

— 初職で着任されて、ギャップ、リアリティショックのようなものはあったんですか。

あの、わかんないんですよ、初職なので。こんなものなのかもしれない、と思いながら経験してきたので、そうですね。ギャップを感じるような対象がなかった。

— 野々村先生が過ごされた学部時代とか大学院時代とのちがいがあってというのは何か…自分のときはこうだったのに、九大はこうだったとかっていうような…。

どうなんでしょうね。でも自分が受けてきたようにしか接しられないっていうのは、そうだと思いますよね。おそらく。というのも、やっぱり日本教育史の新谷先生がいくつ違いかでいらっしゃって、ほほほほ一緒にやってきたので…授業は別にやっていますが、いろんな研究会とかを、全部一緒にやってきたので、そういう意味でなんか孤独感であるとか、あるいは一番大変なのって、最初の学生や院生は、ほぼ一対一になるじゃないですか。で、それを…なんていうかな。そういう意味での孤独感がなくて、諸先輩たちがいる中にその学生さんも入って、一緒に、先輩からの…ひーひー言ったら何かアドバイスをもらえる中で指導できたのは…指導っていう感じじゃなくてできたのは良かったのかなって思うし、そういう意味では、ここで培ってきたような関係性…だから学生もやっぱり私自身もその、限界があるので、それをそのなんか…「いや、そうじゃないんじゃないか」っていうのって…もしかしたら、そういうふうな思いをしてるかもしれな

いけれど、でも、違う意見があるっていうのを、教員同士の議論があって…「いや、違うと思います」とよく私は言っていたらしいんですけど、そういうのも含めてできたってことがあります。ある意味で、正解はない、ということです。先生がこう言ったからというようなことではなく、議論の空間があったのは幸運でした。



あとがき

このような機会をご準備くださった方、参加してくださった方々、御礼申しあげます。

読んでくださった方は十分お分かりと思いますが、記念講義と言えるような準備もできず（言い訳です…）、通常の講義からの抜粋をお話しさせていただきました。文字起こしのままでは日本語になっていないところも散見されたので、勝手ながら少しだけ修正しました。まだ妙なところがありますが、語り言葉ということでご寛恕ください。講義録がそのまま本になるという先人のことを伺ったことがあります、改めて自分の無力といえますか、非力を感じた次第です。

文中でも触れていますが、この基礎学研究会という場を作ってくくださった土戸先生、新谷先生に、ここで御礼を申し上げたいです。合宿や研究会で学生さんたちと一緒に、私自身は本当にたくさん学ばせていただきました。九州大学での経験は、このような場なくしては得ることはできませんでした。ここでお名前を全ては記せませんが、基礎学研究会に関わってくださってきた先生方、学生さんたち、さらに27年と半年間、九州大学でご一緒することができた皆様方に、心から感謝申し上げます。

これからも、ここでいただいた宝物を糧に、もう少し今の自分の問いを追究し、それをこれから出会う学生さんたちや、これまで出会ってきた仲間たちと共に切磋琢磨しあうことを続けていきたいと思っています。

本当にありがとうございました。

野々村淑子